

Title	一八世紀イスタンブルにおける靴革流通と靴革商組合
Sub Title	The trade and merchants' shoe leather guild in eighteenth-century Istanbul.
Author	藤木, 健二(Fujiki, Kenji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.3 (2013. 9) ,p.77(313)- 106(342)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130900-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一八世紀イスタンブルにおける靴革流通と靴革商組合

藤 木 健 二

はじめに

筆者はかつて『オリエント』誌上に発表した一八世紀イスタンブルの靴工・靴屋組合に関する小論において、イスタンブル内外から供給された靴革を卸売する靴革商の存在を明らかにした¹⁾が、主な史料として用いたイスタンブル・アフキヤーム台帳 *Istanbul Ahkâm Defterleri*²⁾ の性格上、靴革商とその同職組合の実態については十分に検討することができなかつた。本稿の目的は、前述の台帳に加えてイスタンブル・シャリーア法廷台帳 *Istanbul Mahkemesi Ser'iye Sicil Defterleri*³⁾ および総理府オスマン古文書館 *Basbakanlık Osmanlı Arşivi*⁴⁾ 所蔵の政府文書を主な史料として用い、こうした課題を克服することにある。

靴革商組合の考察には、近年、S・フアローキーによつてその重要性が指摘された商工民・同職組合と市場との関係に着目する研究視角⁵⁾が有効であるように思われる。すなわち、これまで重視されてきた組合の組織構造や政府との関係に加えて、靴革流通における靴革商組合の関与や役割を具体的に検討することが、商工民の商業活動の多様性や、必ずしも商工業規定 (*ihşâb*)⁶⁾ や公定価格 (*narh*)⁷⁾ に束縛されない取引のあり方、遠隔地商人との関係⁷⁾といった従来看過される傾向にあった諸問題の議論に必要不可欠と考えられるのである。また、流通に対する政府の管理・監督のあり方が品目ごとに多様であった⁸⁾ことに注意を払う必要があるだろう。

本稿では以上を踏まえ、一八世紀におけるイスタンブルへの靴革供給とそれに携わる遠隔地商人の状況を可能

な限り整理し、靴革商組合の組織と役員、イスタンブルにおける靴革流通と価格の実態を明らかにしつつ、そのなかで靴革商組合の靴革流通における役割や政府との関係、遠隔地商人や靴工といった関連業種との関係について検討していきたい。さらに、近年、前近代オスマン朝における社会構造全般の不変性を強調するかつての見方への批判として同職組合の歴史的動態や組織的柔軟性に着目した議論が活発に行われているが、これに関連して、一八世紀後半以降に顕著となる靴革不足と一七八九年に実施された専売廃止令の実態を検証しつつ、それらが靴革流通や靴革商組合に与えた影響についても考察したい。

一 イスタンブルへの靴革供給と遠隔地商人

一八世紀イスタンブルにおける靴産業では、サフティヤン (sahityan) と呼ばれる山羊や子牛の高級革のほか、キョセレ (kösele) ないしギャーヴサーレ (gavsäle) と呼ばれる牛革、メシン (mesin) と呼ばれる一般的な羊革、サール (sarı) と呼ばれる馬・ラバ・ロバの革などを用いて多様な靴が作られたが、なかでも重要なのはサフティヤン革であり、特にアナトリアの皮鞣業の中心地として知られるカイセリ Kayseriye のものが重用

された。例えば一七九三年の靴の価格表によると、当時のイスタンブルで生産された一九〇種の靴のうち、少なくとも一四〇種でサフティヤン革が主な材料として用いられ、さらにそのうち一一一種ではカイセリ産が用いられた。その一方でメシン、キョセレ、サール各革の用途は、サンダル (terlik) の材料やブーツ (gizme) の裏地・底・踵部分などの材料に限られていたのである。

イスタンブル内外における靴革の生産と供給に関する通時的・統計的データは管見の限り存在しないため、その実態解明には断片的な事例の分析を積み重ねてゆく必要がある。まず、関税台帳 (gümrük defteri) をもとに作成された一七九三年の法廷記録¹⁶に依拠して地方からの供給量をみると、同年の計五か月において一四〇二梱 (denk) の靴革がイスタンブルの税関に運ばれたが、その約八七%に相当する一二二二梱 (一九八〇五束 tura) はサフティヤン革によって占められ、そのうちの七六〇梱 (全体の約五四%、一五二〇〇束) はカイセリから運ばれた(表1)。一般にサフティヤン革は四―五枚を一束としたので、そうであればサフティヤン革の総数は七九二二〇枚から九九〇二五枚に相当し、そのうちカイセリ産は六〇八〇〇枚から七六〇〇〇枚となる。残

表1 ヒジュラ歴 1207-08 年（西暦 1793 年）におけるイスタンブル税関への靴革の搬入量

年/月 (ヒジュラ歴)	カイセリ産 サフティヤン革	その他の サフティヤン革	キョセレ革	メシン革	合計
1207/08	214 梱 (4,280 束)	56 梱 (545 束)	13 梱 (195 片)	1 梱 (100 パハー)	284 梱
1207/10	154 梱 (3,080 束)	145 梱 (1,450 束)	14 梱 (210 片)	—	313 梱
1207/11	148 梱 (2,960 束)	50 梱 (500 束)	13 梱 (195 片)	—	211 梱
1207/12	55 梱 (1,100 束)	56 梱 (560 束)	65 梱 (975 片)	15 梱 (1,500 パハー)	191 梱
1208/04	189 梱 (3,780 束)	155 梱 (1,550 束)	54 梱 (810 片)	5 梱 (500 パハー)	403 梱
合 計	760 梱 (15,200 束)	462 梱 (4,605 束)	159 梱 (2,385 片)	21 梱 (2,100 パハー)	1,402 梱

*カイセリ産サフティヤン革 1 梱は 20 束、その他のサフティヤン革 1 梱は 7 束ないし 10 束に相当する。

*キョセレ革 1 梱は 15 片、メシン革 1 梱は 100 パハーに相当する。

*典拠：ISS no. 201, pp. 49B-2, 50B-1, 56A-2, d. 1207-08 (1793).

りの内訳をみると、キョセレ革は一五九二（二三八五片 *katāt*）であり、メシン革は二一〇〇（二二〇〇バハー ⁽¹⁸⁾ *bahā*）に過ぎなかつた。この記録が作成された一七九三年は後述するようにカイセリ産サフティヤン革を中心とする靴革の不足が深刻化した時期にあたることから、通

常は更に多くの靴革がカイセリから供給されていた可能性があるが、いづれにせよ、先述したカイセリ産サフティヤン革の重要性を数量的にみてとることはできよう。次に一七三〇-三一年と九三年における靴革の価格表⁽¹⁹⁾ および一七九三年の税関への搬入記録をもとに地方の供給地の分布をみると、いづれの時期にもイスパルタ *Isparta*、イズミット *Iznikmid*、ウシヤク *Uşak*、カイセリの四か所からサフティヤン革が供給されており、一七三〇-三一年にはその他にアレクサンドリア *Iskenderiye*、エディルネ *Edirne*、エルズルム *Erzurum*、コンヤ *Konya*、チュニス *Tunus*、ディヤルバクル *Diyarbakir*、テッサロニキ *Selanik*、トスヤ *Tosya* の八か所からサフティヤン革が、ゲレデ *Gerede* からキョセレ革が供給された。⁽²¹⁾ 一七九三年には上記四か所に加えてカラジャベイ *Mihalıç*、カラミユルセル *Karamürsel*、スイマヴ *Sinav*、スリベン *İslimiyé*、トリポリ *Tarabulus*、バルケスイル *Balkesir*、バンドゥルマ *Bandırma*、ムダンヤ *Mudanya* の八か所からサフティヤン革が、イスクリプ *İskilip* とヴィゼ *Vize* からメシン革が供給された。また、エディンジキ *Edincik* とトカト *Tokat* は前述の諸史料から見出されないが、靴革商が法廷で証言した際、カイセリ、



地図 18世紀におけるイスタンブルへの靴革供給地

イズミト、コンヤと共に主要な供給地として度々それらの地名を挙げている(地図)²²⁾。これらの分布をみると、北西アナトリアに若干集中する傾向があるが、中央・東アナトリアやバルカン東南部、北アフリカ沿岸部などを含む広範な地域から供給されたことがわかる。ただし、一七三〇・三一年と一七九三年の両時期に共通する供給地が四か所に過ぎず、靴革商の証言にあるエディンジキとトカトが両時期の史料から確認されないことを考えると、別格であったカイセリを除く供給地については、その時々々の生産や流通の状況に応じて変化した可能性に留意する必要があるだろう²³⁾。

イスタンブルではイエディクレ Yedikule、ウスキュダル Üsküdar、エユブ Eyüb、カスム・パシヤ Kasım Paşa、トプハーネ Tophâne、ハスキョイ Hasköy 各地区の皮鞣工 (debbacı) によってサール革以外の三種の革が鞣されたが、靴革としては少なくともイエディクレとウスキュダルの工房群からサフティヤン、キョセレ、メシン各革が、エユブとカスム・パシヤの工房群からキョセレ革が供給されたことが史料から跡付けられる²³⁾。サール革はウンカバナ Unkapanı 地区に工房を構える皮鞣工 (sığircı) によって生産されたが、それらは靴革に

用いられず、クリミア地方で鞣されたサルジャ
(sarica)と呼ばれる種類のサル革が彼らを介して供
給された⁽²⁶⁾。

地方で生産された靴革の調達とイスタンブルへの輸送、
靴革商への卸売に従事したのはムスリムの遠隔地商人
(tüccâr, bâzergân)⁽²⁷⁾であった。史料において度々「カイ
セリ商人 (Kayseriye tüccâr, Kayseriye bâzergân)」
という呼称が用いられており、その多くはカイセリで靴
革を調達したと推察される⁽²⁸⁾。彼らの調達や輸送の実態に
は不明な点が多いが、少なくともイスタンブルに靴革を
供給するための資格や方法、義務などが規定された形跡
はなく、一七七九年の法廷記録に「遠隔地商人が自ら仕
入れる場合であれ、カイセリで協業者 (serik) を雇う
場合であれ、カイセリでは適正価格 (değer baha) で
「靴革を」購入すること⁽²⁹⁾とあることから経営の手法や
規模は一樣でなかったとみられる。彼らはイスタンブル
で靴革を卸売するため、靴革商の店舗があるメルジャン
市場 Mercân sükü 周辺の幾つかのハン (hân) に分か
れて滞在した。例えば一七八九年の法廷記録によると、
当時、タフタ・ハン Tahta hân⁽³⁰⁾ に滞在した遠隔地商人
は六名、アリー・パシヤ・ハン Ali Paşa hân⁽³¹⁾ には一名、

ピーリー・パシヤ・ハン Piri Paşa hân⁽³²⁾ には四名、メル
ジャン・ハン Mercân hân⁽³³⁾ には三名、ヨルゲチェン・
ハン Yolgeçen hân⁽³⁴⁾ には六名、セペトジレル・ハン
Sepetçiler hân⁽³⁵⁾ には五名であった。また、バストウルマ
ジュ・ハン Paşturmacı hân⁽³⁷⁾ やヴァーリデ・ハン Valide
hân⁽³⁸⁾ に滞在した者も他の史料において観察される。

彼らは同職組合などの組織を持たなかったが、一七九
三年のイスタンブルには靴革を扱う遠隔地商人の長とし
て遠隔地商人長 (baş bâzergân, bâzergânbası) と呼ば
れる役職が存在した⁽⁴⁰⁾。同職に任命されたハジ・ヒュセイ
ン・アー el-Hâcî Hüseyin Ağa bin Ahmed の活動をみ
ると、後述するように追放された遠隔地商人の残した在庫
や物品の処分をめぐって法廷に申立てを行ったほか⁽⁴¹⁾、
法廷における靴工長の任命や靴革流通に関する協議にも
参加しており⁽⁴²⁾、これらのことから同職の役割は靴革を扱
う遠隔地商人を管理し、その代表として政府や関連業者
との交渉にあたることであつたと言えよう⁽⁴³⁾。しかし同年
九月には、遠隔地商人長の干渉が適切な靴革流通を妨げ
ているとする関連業者の訴えを受け、同職を廃止する裁
定が下された⁽⁴⁴⁾。それ以降、一九世紀以前には管見の限り
一七七七年の一件の事例を除いて史料にその姿を現して

いないことから、前述の裁定後も同職は何らかの理由で存続したが、その靴革流通における役割は大きく減少したと推察される。

彼らがハンに持ち込んだ在庫や物品については、以下の事例からある程度明らかにすることが可能である。一七九三年、パストウルマジユ・ハンの部屋 (oda) に滞在していた遠隔地商人バフチエジオール・アフメト Bağcıoğlu Ahmed が靴工長 (dikicibasi) の選出・任命をめぐる贈賄の罪でイスタンブルから追放され、その部屋には彼の在庫や物品が放置された。こうした事態を受け、カーディーは遠隔地商人長に管理者 (kayyum) として在庫と物品を管理するように命じ、それらを法廷台帳に記録したのである。それによると彼の部屋にはカイセリ産サフティヤン革 (Kayseriye sahtiyân) 八二束 (約三五〇枚) から成る九八三クルシユ (kuruş) 相当の在庫と、クッシヨン (minder) 二点、古く絹製の枕 (köhne çatma yastık) 二点、綿製の枕 (çit yastık) 一点、赤いアルジェリアの布または敷物 (kurmızı Cezâyir ihrâmı) 一点、小さい綿製のクッシヨン (sagır çit minder) 一点、テッサロニキ産フェルトの断片 (parça Selanik keçesi) 一点、銅製の水差し (bakır ibrik) 一点、

タバコ用の長キセル (tütün çubugû) 三点、ガラス製の水キセル (sişe nargile) 一点、ガラス製の椀 (sişe kâse) 一点、新しい「ジャスマミンの長キセル」(cedid yâsemîn çubugû) 三点、胡桃材の勘定台 (ceviz peşahta) 一点、小さな鏡 (sagır ayna) 一点、銅製の火鉢 (bakır mangal) 一点、勘定用の板 (akçe tahasi) 一点の物品が残されていた。⁽⁴⁷⁾ 同様に遠隔地商人アッタールザーデ・ハジ・アフメト Attâr-zâde el-Hâc Ahmed がパストウルマジユ・ハンの部屋に放置した在庫と物品は、カイセリ産サフティヤン革六〇束 (二七五枚) から成る五八四クルシユ相当の在庫と戸棚にあった現金七〇クルシユに加え、ラック染めの赤いサフティヤン革 (üç kızî sahtiyân) 一六点、新しい靴 (cedid mest) 一足、鏡 (ayna) 一点、テーブル掛け (ağ nakraması) 一点、更紗の肩掛け (basma sal) 一点、革の収集品 (mecmû'at-ı cild) 二六六点、刀 (kılıç) 一点、綿毛交織の枕 (sayak yastık) 二点であった。⁽⁴⁸⁾

二 靴革商組合の組織と役員

靴革商は史料において漠然と「商人 (tâcir)」と呼ばれることが多かったが、専ら靴革の卸売に従事する者と

して他の商人と明確に区別される存在であった。彼らはカパルチャルシユ Kapalçarsı の北側に位置するメルジャン市場に纏まって店舗を構え、他の多くの業種と同様に組合長 (kethüda) と補佐役 (yigibası) を役員とする同職組合を組織した。構成員は、他の靴革商の下で徒弟 (sakird) として一定期間の修業を積み、専門知識を習得したムスリムに限られたため、この条件を満たしていない者は店舗の賃借人であっても開業することができなかつた⁽⁵⁴⁾。靴革商の正確な人数は明らかでないが、一七七四年に彼らは一三軒の店舗を持つと法廷で証言しており、これとほぼ同数であったとみてよいだろう。また、ごく稀にメシン革商 (meşinci) やキョセレ革商 (kiseleci) といった肩書を持つ靴革商が史料に現れることから、一部の者は特定の革のみを扱ったと考えられる。

靴革商は靴工や皮鞣工、遠隔地商人といった業種と取引したが、とりわけ靴工と強く結びつく傾向にあったことが史料から看取される。靴革商のなかには靴工から転職した者や、親族関係にある靴工に経営を一時的に委託する者がいたほか、靴工と共謀して不正行為を働く者もいたのである⁽⁵⁵⁾。両者は独立した同職組合を組織する別個

の職業であったが、少なくとも一部の靴革商はそうした同職組合の枠組みを超えて靴工と交流し、結び付きを強めていたとみることができよう。

靴革商組合による構成員や店舗の管理については不明な点が多いが、その実態を解明する手掛りとして一七七四年の仕立屋 (tezi) との紛争に関する法廷記録がある。仕立屋組合が靴革商の店舗にゲデイキ (gedik) を設定して賃借権を主張したことに對し、靴革商組合は法廷において自身の業務と組合運営が問題なく行われていることを強調したうえで「従って『靴革商が』住む店舗において従来の規定 (nizam-ı kadim) のとおりゲデイキは設定されないのである」と述べ、当該店舗の賃借権を保持することに成功したのであった⁽⁵⁷⁾。この陳述によるならば、靴革商組合はゲデイキを設定せずに構成員や店舗の管理を行っており、このことは一般的な管理のあり方と異なる点で注目し値すると言えよう⁽⁵⁸⁾。こうしたゲデイキに依らない管理が可能だったのは、店舗が特定の地区に集中していたことと関係があるように思われる。また、店舗・工房の賃貸借をめぐる紛争においてゲデイキの有無がカーデイーの裁定に一定の影響を及ぼしたことを考えると、この事例ではゲデイキを不要とする靴革

表2 靴革商組合のケトヒュダー（1763 - 1803年）

名 前	在職期間（年/月）	解任	典拠（ISS）
① Mustafâ Ağa	1763/09 以前 - 1768/01	罷免	no. 30, p. 14B-2
② Hâfiz el-Hâcc 'Osmân Efendi bin el-Hâcc Mehmed	1768/01 - 1768/10	辞任	no. 30, p. 14B-2; no. 31, p. 31B-3
③ el-Hâcc Mehmed Ağa bin 'Abdülvehhâb	1768/10 - 1771/05	辞任	no. 31, p. 31B-3; no. 33, p. 54B-1
④ Mustafâ Çelebi bin 'Alî	1771/05 - 1776/11-12	辞任	no. 33, p. 54B-1; no. 39, p. 78A-2
⑤ el-Hâcc Mehmed bin Mustafâ	1776/11-12 - 1777/11	辞任	no. 39, p. 78A-2; no. 41, p. 25A-1
⑥ es-Seyyid Mustafâ Çelebi bin es-Seyyid 'Alî	1777/11 - 1784/05	罷免	no. 41, p. 25A-1; no. 52, p. 45B-1
⑦ el-Hâcc 'Osmân Efendi bin el-Hâcc Mehmed	1784/05 - 1785/08	辞任	no. 52, pp. 45B-1, 98B-1
⑧ Zihgîrci-oğlu es-Seyyid el-Hâcc Mustafâ Ağa bin 'Alî	1785/08 - 1793/01	罷免	no. 52, p. 98B-1; no. 66, p. 2B-2
⑨ Mehmed Efendi bin el-Hâcc Hüseyin	1793/01 - 1794/06	辞任	no. 66, pp. 2B-2, 64A-1
⑩ Zihgîrci-oğlu es-Seyyid el-Hâcc Mustafâ Ağa bin 'Alî	1794/06 - 1800/05	罷免	no. 66, p. 64A-1; no. 72, p. 38A-2
⑪ es-Seyyid Hüseyin Ağa	1800/05 - 1803/03 以降	不明	no. 72, p. 38A-2

史
学
第
八
二
卷
第
三
号

八
四
（
三
一
〇
）

商組合の賃借権がカーデイーによって認められたことにも着目すべきであろう。その理由は明示されていないが、仕立屋組合によるゲデイキの設定が不当と見做されたか、或いは靴革流通における靴革商組合の重要性が裁定に影響を与えたことなどが考えられる。

靴革商組合は一般の店舗に加えて会所 (lonca) (intîyâr) をメルジャン市場に持ち、役員や年長者員への分配を行う場として用いた。この場所は後述するようにイスタンブルにおける靴革流通の拠点であったが、必要な物件が政府やワクフによって割当てられることはなく、物件所有者と組合長との個人的な契約に基づいて賃貸借されたため、組合は以下のような問題に注意を傾ける必要があった。一八〇〇年、当該会所を賃貸するモッラ・ムスタファ Molla Mustafâ bin el-Hâcc Mustafâ は、同所を月四クルシユで賃借するという仕立屋アゴブ Agob の提案を受け、この非ムスリムに賃貸しようとした。これに対して靴革商組合長ヒュセイ・アー es-Seyyid Hüseyin Ağa らは以後、四

クルシユの賃料を支払うという妥協案を前述の賃貸人に提示しなければならなかったのである。⁶¹⁾

組合長については、史料から把握し得る一七六三年九月から一八〇三年三月までの約四〇年間に在職した延べ一人(表2)をみる限り、以下の点を指摘することが可能である。一般の同職組合と同様に、靴革商組合長は構成員のなかから選出され、カーデイーによって承認された後、勅許状(Berät)を得ることで就任したが、時には靴工や靴屋(Haftal)がその選出をめぐる協議に参加したほか、カーデイーへの申し立てに靴工組合の役員が加わることもあった。⁶⁴⁾ また、一八世紀イスタンブルにおける一部の同職組合では、給与や年金の受給権を国庫に返還することで政府から組合長職を「購入」する行為が慣習化していたが、管見の限り靴革商組合にそうした形跡はみられない。

靴革商組合では組合長の任期に関する規定はなく、組合長は職務不履行を理由に辞職を申し出るか、或いは構成員が規約違反や職務怠慢などを理由に解任をカーデイーに申し立て、カーデイーがそれを承認しない限り在職し続けることができた。そのため各々の在職期間は、

② ハーフズ・ハジ・オスマン・エフエンデイ Hâfiz el-

Hâfiz 'Osman Efendi bin el-Hâfiz Mehmed の約八か月(一七六八年一月二七日から同年一〇月四日まで)から

⑧ズイーフギールジョール・セイイド・ハジ・ムスタファ・アー Zihircioğlu es-Seyyid el-Hâfiz Mustafa Ağa bin 'Alî の約七年五か月(一七八五年八月一日から一七九三年一月二日まで)に至るまで大きく異なっていた。

解任の時期と理由が判明する延べ一〇人の組合長のうち六人は職務不履行を理由に辞任し、残りの延べ四人は不正行為などを理由に補佐役らの告発を受けて罷免された。後者の在職期間がいずれも比較的長期に亘ったことは興味深い事実と言えよう。とりわけ組合長職を二度務めた⑧⑩ムスタファは、最初の就任直後の一七八五年と八六年に靴工組合への不当な干渉と職務怠慢を理由にカーデイーから二度の訓戒(tenhî)を受けたのち、一七九三年に「勅令に反する悪事(hilâfî emr-i 'âlî hareketi redî'e)」を働いた罪で罷免され、組合から追放(ihac)された。⁶⁷⁾ それにも拘らず、この人物はわずか一年半後の一七九四年に組合長職に復帰し、一八〇〇年に「靴革の品質を区別する能力の低下」を理由に罷免されるまで約五年一か月に亘って在職した。⁶⁸⁾ このように⑧⑩ムスタファは、規約違反や職務怠慢を繰り返しつつ

表3 靴革流通の不正に関する記録 (1768 - 1800年)

日付	記録の内容	靴革商 組合長	典拠 (İŞS)
1 7 N 1181 (27/1/1768)	遠隔地商人への嫌がらせ (cevr ve ezâ) と靴革の不正販売をした靴革商組合長ほか3名に対する訴え → レスボス島 Midilli ceziresi に流刑 (4月に赦免), 組合長は罷免	△	no. 30, pp. 14B-2, 97A-1
2 1 S 1187 (24/4/1773)	カイセリから不当に靴 (mest) やサフティヤン革を取り寄せて販売した靴工 (mest dikici) に対する訴え → 靴と靴革の仕入れ規定に従うことに同意	×	no. 36, p. 38A-2
3 3 Ca 1189 (2/7/1775)	会所 (lonca odası) にいる年長者 (ihtiyâr) に暴言を吐き (şutûm-ı galîza ile şetm), サフティヤン革を高値で販売した靴工 (dikici) 2名に対する訴え → レムノス島 Limnî ceziresi に流刑 (8月に赦免)	○	no. 37, pp. 33B-1, 52A-2
4 11 C 1189 (9/8/1775)	1775年4月に詐欺や暴利を貪る (hîle ve ihtikâr) 罪で故郷カイセリに追放された遠隔地商人 (sahtivânci) の赦免	○	no. 37, p. 45A-2
5 20 B 1189 (16/9/1775)	マシン革を既定の8パラ (para) ではなく10パラで販売した靴革商に対する訴え → 組合から追放 (在庫は他の親方に売却)	○	no. 37, p. 57B-2
6 Ş 1189 (9-10/1775)	不良の靴革を仕入れて靴工に良品の価格で販売した部外者 (koltukcu) に対する訴え → 靴革の売買に関与しないことを約束	×	no. 37, p. 65A-3
7 20 B 1190 (4/9/1776)	靴革を退蔵して高値で密売したほか, カイセリの協業者に靴革を少しずつ送るように指示を出した遠隔地商人2名に対する訴え → レムノス島に流刑	×	no. 38, p. 47A-2
8 26 B 1191 (30/8/1777)	マシン革を退蔵して靴工に高値で密売したうえ, 忠告する者へ誹謗中傷 (hadidül-lisân ve bed-zebân) した靴革商 (meşinci) に対する訴え → 組合から追放	○	no. 40, p. 86A-4
9 9 B 1192 (3/8/1778)	タフタ・ハン Tahta hânı にあるカイセリ産サフティヤン革11梱 (denk) を地方へ持出そうとした遠隔地商人に対する訴え → 規定を遵守することを約束	○	no. 42, p. 70B-1
10 2 C 1193 (17/6/1779)	カイセリから運んだ靴革5梱を地方へ持出そうとした遠隔地商人とその兄弟 (karındaş) に対する訴え → 靴革の売買に関与しないことを約束	○	no. 45, p. 25A-2
11 23 C 1193 (8/7/1779)	カイセリから靴革を不正に仕入れ, ハンで退蔵・密売した非ムスリム靴工4名に対する訴え → 靴革の売買に関与しないことを約束	○	no. 45, p. 32A-3
12 Ca 1195 (4-5/1781)	遠隔地商人から密かに靴革を仕入れて地方に転売したほか, ハンなどで修繕を口実に不良の靴革を売買した皮鞆工6名らに対する訴え → カーディーによる訓戒	○	no. 47, p. 80A-2

13	27 B 1195 (19/7/1781)	ベルテヴ・パシャ・ハン Pertev Paşa hânı で不正に靴革を販売した皮鞣工に対してイエニチェリ長官 <u>yeniçeri ağası</u> による処罰を要請	○	no. 47, p. 92B-3
14	14 R 1198 (7/3/1784)	400 枚の赤色サフティヤン革を遠隔地商人から仕入れ、靴工に高値で販売した靴工 (<u>yemenici</u>) に対する訴え → 事実を認め、密売をしないと約束	○	no. 51, p. 42B-2
15	13 L 1199 (19/8/1785)	不当に靴工組合の規約や会合に干渉し、靴工組合の混乱や靴不足を引き起こした靴革商組合長に対する訴え → 干渉しないことを約束	△	no. 53, p. 27B-2
16	25 S 1201 (17/12/1786)	靴革の売買をめぐる監督を怠った靴革商組合長に対する訴え → 業務に従事することを約束	△	no. 54, p. 79B-3
17	25 C 1206 (19/2/1792)	靴革をセバトジレル・ハン <u>Sepetçiler hânı</u> に退蔵して高値で販売した靴革商に対する訴え → 組合から追放 (直後に再加入)	○	no. 59, pp. 89B-3, 93B-3
18	19 Za 1206 (9/7/1792)	皮鞣工房群から市壁内に 116 枚のキョセレ革と 20 枚のサール革を運んだ後、台車 ('araba) を用いて地方に運び出そうとした皮鞣工に対する訴え → カーディーによる訓戒	○	no. 61, p. 22A-2
19	17 Z 1206 (6/8/1792)	不正行為によって靴工長を罷免されたセイイド・オスマン・アー <u>es-Seyyid 'Osmân Ağa</u> を再任させるため数人の親方に賄賂 (<u>rüşvet</u>) を送った遠隔地商人と靴工に対する訴え → 不正を働かないことを約束	○	no. 61, p. 26A-3
20	17 Za 1207 (26/6/1793)	良質の靴革を隠し、得意先である非ムスリムの靴工に高値で販売した靴革商に対する訴え → 組合から追放	○	no. 61, p. 91B-4
21	27 C 1210 (8/1/1796)	カイセリ産の靴革を退蔵し高値で販売した遠隔地商人に対する訴え → 不正を働かないことを約束	○	no. 64, p. 61B-2
22	24 Ş 1211 (22/2/1797)	靴革の退蔵や不正販売を行った靴革商に対して組合からの追放を要請	○	no. 67, p. 51A-2
23	2 M 1212 (27/6/1797)	カイセリの協業者と共にイスタンブルへの靴革の供給量を不当に操作した遠隔地商人に対する訴え → セッデュルバフル城塞 <u>Seddülbahr kal'ası</u> に投獄 (7 月に赦免)	○	no. 67, p. 78A-3; no. 69, p. 5B-2
24	24 R 1212 (16/10/1797)	靴革を靴工に販売した毛織物屋 (<u>çuhacı</u>) 2 名と靴工に対する訴え → 不正を働かないことを約束	○	no. 69, p. 26A-2
25	2 C 1213 (11/11/1798)	低級の靴革を高値で販売した遠隔地商人に対してボアズケセン城塞 <u>Boğazkesen kal'ası</u> (ルメリ城塞 <u>Rumeli hisârı</u>) への投獄を要請	○	no. 71, p. 49B-3
26	9 S 1215 (2/7/1800)	靴革を高値で販売したカイセリの皮鞣工 5 名に対する訴え → チャンクル城塞 <u>Çankırı kal'ası</u> に投獄	○	no. 73, p. 67A-3

* 「靴革商組合長」の○印は靴革商の組合長が原告や証言者として法廷への訴えに関与したことを表す。また、×印は関与した形跡がないことを、△印は当該組合長が違反者として訴えられたことを表す。

つも二度組合長に就任し、結果的に前述の約四〇年間に
おいて最も長く同職を務めたのである。

組合長の職務と権限はその組合内に限定されるのが一
般的であったが、靴革商組合では組合長の多くが関連業
種の事柄に積極的に関与・干渉する姿勢を示した。すな
わち、靴工長の去就をめぐって靴工組合の補佐役らと共
に度々出廷したほか、関連業種の組合内外の紛争にまで
関わったのである。例えば、一七八一年に靴工組合の組
合長 (dikici kehüdâsi) を含む計六人の靴工が他の三
人の靴工の訴えによってイエニチェリ長官 (yeniceri
âğası) の居所 Ağa kapısı に拘束されると、その裁定の
是非をめぐって靴工組合内で紛争が勃発した。すると⑥
セイイド・ムスタファ・チェレビー es-Seyyid Mustafa
Celebi bin es-Seyyid 'Alî は靴工長らと共に出廷し、前
述の三人による訴えは事実無根であることを陳述したう
えで、この六名の釈放を要請した⁽⁷¹⁾。また、一七七四年、
古靴屋 (eskici) のアフメト Ahmed bin İbrahim が靴屋
組合の従軍商工民 (orducu) に任命されたことを不当
として靴屋組合を訴えた際、④ムスタファ・チェレビー
Mustafâ Celebi bin 'Alî はアフメトの主張が正しいこと
を証言したのであった⁽⁷²⁾。

さらに靴革商組合長は、靴革流通に関する不正行為に
対して当事者の業種に拘らず注意を払っていた。表3に
示したように、一七六八年から一八〇〇年までに発生し
た二六件の当該不正行為のうち、少なくとも二〇件にお
いて靴革商組合長が原告や証言者として出廷した事実が
史料から確認されるのである。そこでの違反者の業種や
身分は靴革商のほか、遠隔地商人、靴工、皮鞣工、部外
者 (kolhukcu) など多様であった。例えば、一七七九年
にカイセリ出身の遠隔地商人セイイド・エユブ es-
Seyyid Eyüb とその兄弟セイイド・アフムト es-Seyyid
Mahmûd がカイセリから運び込んだ五梱のサフティヤ
ン革を地方に転売しようとしたため、⑥ムスタファは靴
工長やブーツ工長 (gizneçibaşı) と共にそれらの革を
押収した後、法廷に訴えた⁽⁷³⁾。また、一七九二年にはカス
ム・パシヤの皮鞣工ヴェリーユッディン Veliyüddin が
イスタンブルの外に計一三六枚の革を運び出そうとした
ところ、エディルネ門 Edirne kapısı で警吏のイエニ
チェリ (Kulluk yenicerileri) に発見されるといふ事件
が起きたが、この報告を受けた⑧ムスタファは当該皮鞣
工を出廷させ、上記の行為が規定に違反することを説明
したのであった⁽⁷⁴⁾。

こうした靴革商組合長による他組合への干渉や不正行為の取締り・摘発といった行為が関連業種やカーディーラーによって不当と見做されることは殆どなかった。⁷⁶⁾このことから靴革商組合長はその組合運営だけでなく、靴革流通全般に一定の責任を負っていたとすることができよう。同職の広範な職務・権限が認められた要因としては、靴革商組合の利益を左右する関連業種が多数存在したこと、遠隔地商人に同職組合などの組織が存在しなかったこと、靴革流通の監督に特化した政府役人が存在しなかったことなどが考えられる。

三 イスタンブルにおける靴革の流通と価格

一七六七年に法廷を訪れた靴工と遠隔地商人は、イスタンブルにおける靴革流通のあり方について、過去の勅令に依拠しつつ次のように証言した。

地方から運ばれたサフティヤン、メシン、キョセレ、サール各革は関税 (*resm-i gümrük*) を支払ったのち、直ちにメルジャン市場の「靴革商組合の」会所に運ばれ、ブーツ工長、靴工長、靴革商組合長や他の者たちの監督下で良品 (*âid*) と不良品 (*reft*)

に分けられる。その後、適正価格 (*deger bahâ*) が決められ、「靴革商に」分配される。⁷⁷⁾

靴革商や関連業者による類似した証言は少なくとも一七二六年から一七九七年までの計一六件の法廷記録に記されており、それらをもとに靴革流通の実態を再構成するならば以下のとおりとなる。地方からイスタンブルに運ばれたサフティヤン、キョセレ、メシン、サール各革は関税が支払われたのち、関税官 (*gümrük emni*) の責任でメルジャン市場にある靴革商組合の会所に送られた。ここでは靴革商、靴工、靴屋の各組合の役員や年長者による監督の下で前述の革とイスタンブルの皮鞣工房群から運ばれた革の品質が検査され、取引する枚数や価格が交渉 (*mizâvede*) された。靴革商組合長は交渉の結果に従って一括で仕入れた靴革を靴革商に割当て (*hisse*) に応じて分配し、靴革商はそれらを即金 (*nakden*) または後払 (*nesi'e*) で靴工に販売した。ただし、ウスキュダルの皮鞣工は自身の鞣した靴革をイスタンブル市壁内で自由に販売することが許され、靴革商や靴工は在庫が不足した場合に限りイスタンブルの皮鞣工から直接仕入れることが認められた。メルジャン市

表4 靴革商による靴革の仕入れ・販売価格（1730 - 31年）（1枚あたり、アクチュエ）

種 類	色・用途など	供給地	品質	仕入れ 価格	販売 価格	利益 (%)
1	サフティヤン	ブーツ(çizme)	カイセリ	—	198	—
2	サフティヤン	靴(pâbûç)	カイセリ	高級	210	—
3	サフティヤン	靴(mest)	カイセリ	高級	219	—
				中級	209	—
				低級	180	—
4	サフティヤン	赤(bakkâm)	イエディクレ	高級	130	136
				中級	90	96
				低級	80	86
5	サフティヤン	黄(sarı)	エディルネ	混淆	80	86
6	サフティヤン	黄(sarı)	コンヤ	高級	110	116
				中級	100	106
				低級	90	96
7	メシン	赤(kırmızı) 黄(sarı) 白(beyaz)	イエディクレ	—	25	26
				—	23	24
				—	18	19
8	サフティヤン	黒(siyâh)	—	混淆	80	86
9	サフティヤン	赤(kırmızı) 靴(yemenî)	エルズルム	混淆	156	162
10	サフティヤン	赤(kırmızı) ブーツ(çizme)	エルズルム	高級	192	201
				中級	180	189
				低級	144	153
11	サフティヤン	赤(kırmızı)	ディヤルバクル	高級	168	177
				中級	162	171
				低級	144	153
12	サフティヤン	赤(kırmızı)	トスヤ	高級	158	164
				中級	144	152
				低級	132	140
13	サフティヤン	黒(siyâh) âsmânî(?)	コンヤ	高級	135	142
				中級	120	127
				低級	105	112
14	サフティヤン	黒(siyâh) 靴(mest) âsmânî(?)	コンヤ	混淆	120	126
15	サフティヤン	赤(kırmızı)	イズミト	混淆	54	60
16	サフティヤン	黒(siyâh)	テッサロニキ	混淆	60	66
17	サフティヤン	ブーツ(baldırlı edik)の裏地 黄(sarı)	コンヤ	混淆	150	156
18	サフティヤン	白(beyaz) 子山羊(oğlak)	—	高級	47	—
				中級	42	—
				低級	36	—
19	サフティヤン	赤(kırmızı)	チュニス	高級	270	276
				中級	210	216
				低級	150	158

20	サフティヤン	赤(kırmızı)	アレクサンド リア	高級 中級 低級	192 192 192	226 206 156	17.7 7.3 - 18.8
21	キョセレ	—	エユブ カスム・パシヤ イエディクレ	混淆	280	—	—
22	キョセレ	—	ゲレデ	高級 中級 低級	330 300 270	— — —	— — —
23	サフティヤン	銀・黒(gümüşü siyâh) 料理人(aşçı)用の靴	—	高級 中級 低級	— — —	180 165 140	— — —
24	サフティヤン	銀・黒(gümüşü siyâh) 外来(yâbânî)	—	高級 中級 低級	— — —	120 105 90	— — —
25	サフティヤン	赤(kırmızı)	ウシヤク	高級 中級 低級	130 116 90	146 121 96	12.3 4.3 6.7
26	サフティヤン	—	イスパルタ	混淆	90	96	6.7
27	サフティヤン	—	—	高級 中級 低級	42 33 30	— — —	— — —
28	キョセレ	足(ayak)	—	混淆	—	20	—
29	キョセレ	用途に応じて 靴革商が裁断	—	高級	—	2.5-15	—
30	サフティヤン	黄(sarı)	エディルネ	高級 中級 低級	80 80 80	100 86 66	25.0 7.5 - 17.5
31	メシン	赤(kırmızı)	イエディクレ	高級 中級 低級	28 27 25	— — —	— — —
32	メシン	黄(sarı)	—	高級 中級 低級	27 25 23	— — —	— — —
33	メシン	白(beyaz)	—	混淆	18	—	—
34	サフティヤン	赤(kırmızı)	—	高級 中級 低級	130 90 80	— — —	— — —
35	サフティヤン	各種(ecnâs) 黄(sarı)	—	高級 中級 低級	100 90 80	106 96 86	6.0 6.7 7.5

*利益(%)は仕入れ価格に対する利益の割合を表す。

場に着くまでに靴革の束を解くことや、地方への転売、部外者 (koltukcu) による関与、ハンの部屋や住宅 (menzili) における退蔵・密売などは禁止され、違反者はイエニチエリ長官によって処罰された。こうした靴革商組合による卸売は、一六一九年に当該組合長が「古くより地方から前述 (イスタンブル) にきた靴革は真直ぐ税関に送られ、「靴革商」組合長の責任で運搬人によって前述の都市にあるピールー・パシヤ・ハンに運ばれる。その後、靴革商が集まり、前述のハンにおいて「靴革商」組合長や補佐役、年長者らの監督下で正當かつ公正に (hak ve 'adl üzere) 各々の状態に応じて分配されてきた」と証言していることから、少なくとも一七世紀初頭までに成立していたとみてよいだろう。当時の取引場所はピールー・パシヤ・ハンであったが、その後のある時期に会所に移されたと考えられる。

このように、イスタンブル内外からもたらされた靴革の殆どは靴革商組合を介して靴工に供給されることが義務付けられた。靴革商組合はイスタンブルにおける靴革流通を管理する役割を担い、そのために靴革を遠隔地商人やイスタンブルの皮鞣工から独占的に仕入れ、靴工に販売する権利を有していたのである。したがって、この

独占権はあくまで靴革の売買に限られており、彼らが他の用途の革に干渉することはできなかった。例えば、一七六三年に靴革商組合はイスタンブルにおける全ての革の売買について独占権を主張し、馬具工 (seriac) に革を販売する皮鞣工を訴えたが、そうした訴えが認められることはなかったのである。また、先に引用した靴工と遠隔地商人の証言が示すように、彼らが靴革商組合による独占的な卸売を支持し、両者の間で直接取引を実施ないし模索しなかったことは注目に値する。その要因は史料に明示されていないが、少なくとも前述のように靴革流通の監督に特化した政府役人が不在であったことに加えて、靴革の供給地が多様かつ広範であり、靴工もイスタンブル各地に分散していた状況が彼らの直接取引を難しくしたのではないかと推察される。

一般に商工民は公定価格 (narh) に従って販売する義務を負い、原価 (商品や原材料の仕入れ価格) の一〇%ないし二〇%が彼らの利益として認められたが、靴革価格は前述のようにメルジャン市場における関係者間の交渉によってその都度決められ、事前に設定される価格は交渉時に依拠すべき「適正価格 (firat mu'edile)」に過ぎなかった。また、靴革商は必ずしも原価の一〇%

の利益を確保できなかった。例えば一七三〇―三一年の靴革の価格表⁸⁵⁾によると、靴革商の原価（仕入れ価格）と販売価格がともに記された四九品目のうち三九品目において靴革商の利益は原価の一〇%を下回っており、チュニス産の高級および中級サフティヤン革に至っては僅かに二%台であった（表4）。また、アレクサンドリア産の赤色サフティヤン革やエディルネ産の黄色サフティヤン革の仕入れ価格は品質に拘らず各々一九二アクチェと八〇アクチェで一定しており、それらの高級革は各々一八%、二五%と大きな利益をもたらしたが、低級革はたとえ販売しても原価を回収することさえできなかったのである。

他方、遠隔地商人は古くから自身の利益を原価の一〇%とするように靴革商と取り決めを結んでいたが、実際には靴革商よりも更に厳しい状況にあったと言える。例えば、一七六九年にセイイド・マフムト es Seyid Mahmūd という名の遠隔地商人が六七五〇クルシユで仕入れたカイセリ産サフティヤン革をイスタンブルで販売しようとした際、七一〇〇クルシユ以上の値が付かず、原価の約五%の利益で満足しなければならなかった⁸⁷⁾。さらに、一八〇〇年にカイセリのカーディー代理

(nāib) が行った調査によると、遠隔地商人がカイセリにおいて一束一一―一四クルシユ（四四〇―五六〇パラ para）で仕入れたサフティヤン革から得られる利益は二〇パラ（原価の約四―五%）に過ぎなかったのである⁸⁸⁾。

四 靴革不足の影響と対応

イスタンブルでは一七六〇年代後半以降、あらゆる食料や物資の不足とそれに伴う物価高騰が頻発・継続したが、靴革にもカイセリ産サフティヤン革を中心に同様の傾向がみられた。当時の靴革の供給量や価格に関する具体的変動は明らかでないが、以前からみられた関連業者の退蔵、密売、地方への持出しといった不正行為に加え、その頃からカイセリの皮革業で用いられる没食子 (maz) のヨーロッパへの流出量が増加したほか、一七九〇年代に入るとカイセリにおいてイスタンブルに靴革を運ぶ遠隔地商人とイスキリブの靴工によるサフティヤン革の取り分をめぐる紛争が激化し始め⁸⁹⁾、それらの要因が重なる深刻な靴革不足に陥ったことが史料から容易に看取されるのである。イスタンブルのカーディーは関連業者の訴えや政府の指示を受け、或いは独自の判断によって関連業者を法廷に召集し、その対策をめぐる協議

を頻繁に行つた。そして、とりわけ一七七八年頃から新たに議論されるようになったのが、以下にみるように靴革流通をめぐる規制緩和の実施であつた。

この新たな対策は、まず遠隔地商人の靴革販売に関して検討された。一七六七―六八年、靴革商組合が自身の独占権を悪用し、遠隔地商人から靴革を安く買い叩いたことで両者の間に紛争が起こり、事態は組合長①ムスタファ・アーMustafa Agaを含む四人の靴革商の処罰にまで発展した。その後、遠隔地商人がメルジャン市場で安値のついた靴革を靴革商に販売せず、地方や外国に転売して対抗するようになると、これを重くみた靴革商組合や靴工組合は、一七七八年、メルジャン市場で売れ残つた靴革に限り遠隔地商人によるイスタンブルでの自由な販売を認めることをカーデイーに進言し、カーデイーはそれを支持する裁定を下したのであつた。⁹² こうした靴革の流出防止を目的とする販売権の付与は皮鞣工組合に対しても行われた。一七九二年、皮鞣工が靴革をイスタンブルの外に運び出そうとした事件を受け、靴革商組合と靴工組合は、皮鞣工が彼らに靴革を販売するための店舗の設置をカーデイーに要請した。その結果、イエディクレ皮鞣工組合長のセイイド・ハジ・メフメ

ト・エミン・アー-es-Seyyid el-Hacc Mehmed Emin Agaと、同じく補佐役のスレイマン・アー Süleyman Agaおよび親方のハジ・アフメト el-Hacc Ahmed の三者に対して前述の目的でメルジャン市場の店舗を一軒ずつ賃借することが認められた。⁹³ また、一部の靴工には地方の皮鞣工から靴革を直接仕入れることが許された。一七八一年、靴工である八人の非ムスリムがカイセリで自ら靴革を調達するための許可をカーデイーに要望した際、カーデイーや靴革商組合長、靴工長らは靴革流通に有益と判断し、仕入れた靴革を紛失・破損しないことを条件に彼らの要求を受け入れたのである。⁹⁴ このように遠隔地商人、皮鞣工、靴工に対して一定の条件下での仕入れや販売が認可されたのであるが、ここで着目すべきは、自身の独占権の縮小につながるこうした規制緩和策をめぐつて靴革商組合が自主的に進言や要請、或いは支持の表明を行ったことである。すなわち、これらの事例は、靴革商組合にとって靴革不足が自身の独占権の維持に優先され得る重要な課題であつたことを示すと考えられるのである。

しかし、一七八九年に政府が物価抑制策として靴革を含むあらゆる商品の自由売買を認め、それまで同職組合

に認めてきた独占権の廃止を宣言すると、靴革商組合は、新たに合法化された遠隔地商人と靴工による靴革の直接取引を妨害することで、この専売廃止令に反対する姿勢を明瞭に示した。例えば、一七九三年に靴革商組合がヴァーリデ・ハンにおける遠隔地商人と靴工の取引に干渉したため訴訟に発展したほか、一七九七年には靴革商

セイイド・アフメト es-Seyyid Ahmed ほか四人のムスリムが靴革売買の独占権を主張し、靴工に靴革を販売していた遠隔地商人セイイド・メフメト・メミシユ Seyyid Mehmed Memiş を訴えたのである。靴革商がこうした態度をみせたのは、それまで靴革流通において中心的な役割を果たし、独占権の縮小も厭わずに靴革不足に対処してきたにも拘らず、政府の一方的な決定によって全ての独占権が奪われたことを考えれば当然と言えよう。また、この問題におけるカーディーの対応は一貫せず、専売廃止令に反する裁定が下されることさえあった。前述の事例で言えば、一七九七年には靴革商の行為をシヤリーアおよび専売廃止令に反するとして彼らを訓戒したが、その一方で一七九三年には靴革商組合によって提示された過去の勅令の内容を支持し、彼らに靴革を販売するように遠隔地商人を説得したのである。こうした

裁定の背景にカーディーの靴革商に対する同情があったか否かは明らかでないが、いずれにせよカーディーの曖昧な対応が一因となり、靴革流通では靴革商の独占を認める従来の規定とそれを無効とする専売廃止令とが併存する状況に陥ったのである。

このことを憂慮した政府は一七九八年にカーディーに宛てて勅令を發布し、そのなかで「カイセリからきたサフティヤン革を「靴革商組合の」商館 (ta'cir-hâne) に送ることは専売禁止 (men'î inhisârî bey' ve sîrâ) を命じた宸筆 (hartî-hümâyûn) に違反するのではないか」と問いかけ、関連業者とともに「人々にとってますます有益かつ有用となる方法 (mahzî-nef' ve hayr olacak sûret)' を協議し定めるように命じた。これを受けたカーディーは関連業者を召集し、如何なる者も遠隔地商人から自由に靴革を購入することができるとする専売廃止令に基づく規定を再確認したのであった。このことは一七八九年の専売廃止令公布と並ぶ重要な転機と考えられる。というのも、これ以降、靴革商による妨害行為や独占権をめぐる紛争が発生した形跡はみられず、また、法廷で行われたカーディーや関連業者による協議をみると、彼らの関心はイスタンブルにおける靴革流通の

あり方から、如何に多くの靴革をカイセリなどからイスタンブルに供給させるかという問題に移っており、そこから彼らが靴革売買の自由化を全面的に受け入れ、新たな対策を模索していた状況をみてとることができるのである。

このように一七九八年以降、靴革商組合は靴革売買の独占権を完全に喪失したと考えられるが、少なくとも一九世紀初頭に至るまで当該組合は存続し、その構成員はメルジャン市場において靴革取引を続けていたことが史料から看取される。このことは彼らが独占的な靴革売買を前提とする卸売業者であったことを考えると若干奇妙に思われるが、以下の事例から彼らが取引を続け得た要因のひとつをみてとることが可能である。一七九六年、遠隔地商人は近年の靴革不足の状況を理解せずに従来どおりの価格を要望する靴工を非難しつつ、新たな価格案を法廷に提示した。すると靴工組合は、遠隔地商人が既定の適正価格よりも遥かに高い価格を強要してきた事実を明らかにし、この価格案に激しく反発したのである。この事例は、靴工と遠隔地商人の双方がとりわけ価格面で直接取引に満足していなかった状況を示していると言えよう。このように専売廃止令の実施以降、彼らの直接

取引が必ずしも円滑に行われていなかったたのであれば、靴革商が従来の卸売業を営む余地はある程度残されていたと考えられるのである。

おわりに

以上、本稿では一八世紀イスタンブルにおける靴革流通の実態を明らかにしつつ、靴革商組合について靴革流通における役割や政府・関連業種との関係を中心に検討した。

イスタンブルに靴革を供給する遠隔地商人は、同職組合などの組織をもたず、その経営手法や規模は多様であった点で従来一般的な遠隔地商人像と共通する性格を有していた。ただし、多くは多角的な経済活動から莫大な富を蓄積する大商人ではなく、靴革商業に専念し、そこから辛うじて利益をあげる中小規模の商人であったとみられる。彼ら個人の経営や資産に関する具体的実態やイスタンブルを販売先とした背景については、今後、各供給地の法廷台帳史料などを分析する必要がある。

イスタンブルの靴革流通において着目すべきは、専門的な卸売業者が遠隔地商人と靴工を仲介したことに加え、その卸売価格は原則として関連業者の交渉によって

定められ、公定価格は適用されなかったことであろう。そして、その監督に特化した政府役人は存在せず、靴革商組合長が流通全般に一定の責任を負っていたことも重要な特徴と言えよう。また、少なくとも本稿で検討した事例において、紛争や不正行為による一時的な対立を除けば、先行研究で指摘された商工民の遠隔地商人に対する敵視はみられなかった。

イスタンブルの靴革流通において、一七八九年の専売廃止令公布と一七九八年に行われた当該規定の再確認が重要な転機となったことは注目に値する。一八世紀後半以降、靴革不足が深刻化すると、関連業種はカーディーとともに互いの利害を調整し、とりわけ靴革商組合は自身の独占権を譲歩しつつ対応したが、専売廃止令の実施に伴って彼らは独占権を完全に喪失し、その重要性は大きく後退したのである。ただし、そうした状況にも拘らず、少なくとも一九世紀初頭までこの卸売業が存続し得たことも看過してはならない事実と言えよう。

靴革商組合における構成員の管理や相互扶助に関する実態、靴革商個人の経済状況などの問題は課題として残されたが、これについてはバーブ法廷 Bâb Mahkemesi を始めとするイスタンブル下位法廷台帳史料の分析が必

要であろう。

註

(1) 拙稿「一八世紀イスタンブルにおける靴産業の同職組合」『オリエント』四八巻一号(二〇〇五年)、五六頁。

(2) 以後、典拠として示す際、IADと略記する。

(3) 以後、典拠として示す際、ISSと略記する。本稿ではイスラーム研究所 İslâm Araştırmaları Merkezi 所蔵のマイクロフィッシュを中心に、一部はイスタンブル・ムフテイー局古文書館 İstanbu Mütâhîgü Arşivi 所蔵の原本を参照した。なお、現存するイスタンブル法廷台帳のうち一八世紀に関する記録の存在が確認される台帳は計五三冊(第二四一七五番、第二〇四番)であるが、そのうち一八世紀前半の記録を含むのは第二四番台帳の一冊に限られることから、本稿の同台帳に依拠した事例は一八世紀後半のものが中心となる。

(4) 以後、典拠として示す際、BOAと略記する。

(5) 商工民・同職組合の自律性を解明するうえで、従来重視されてきた政府との関係だけでなく、彼らに裁量の余地が残されていたと考えられる市場との関係にも着目することが不可欠とする見方を示した。Faroghî, Surâya, *Artisans of Empire: Crafts and Craftspeople Under the Ottomans*, London/New York, 2009, pp. xv, xxv-xxvii を参照。なお、この研究については、拙稿「書評：Surâya Faroghî, *Artisans of Empire: Crafts and Craftspeople under the Otto-*

- mans」『イスラム世界』七四卷(二〇一〇年)・二二一―二八頁を参照された。
- (6) 商工民の多様な商業活動や交渉による価格設定に関する具体的事例として、一八世紀イスタンブルのフェズ工組合に関する Faroqi, Suraya, "Immigrant Tradesmen as Guild Members, or: the Adventures of Tunisian Fez-Sellers in Eighteenth-Century Istanbul", in J. Hathaway (ed.), *The Arab Lands in the Ottoman Era*, Minneapolis, 2009, pp. 194-196 を参照。なお、前近代カイロにおける卸売業や遠隔地商業に従事する商工民の事例として、Hanna, Nely, *Artisan Entrepreneurs in Cairo and Early-Modern Capitalism (1600-1800)*, Syracuse/New York, 2011, esp. pp. 48-50, 76, 96-98 を参照。
- (7) 同職組合や政府によって著しく活動を制限された商工民は、比較的自由的な経済活動と蓄財を認められた遠隔地商人を強く敵視していたとするかこの見方については Inalcik, Halil, "Capital Formation in the Ottoman Empire", *Journal of Economic History*, 29/1 (1969), pp. 98-99, 102-105 を参照。
- (8) こうした管理・監督の多様性については、一先ず拙稿「オスマン朝下イスタンブルにおける食糧・物資供給に関する一考察―ウスキュタルの皮革・果物・花卉の供給を中心に―」『史学』七九卷一・二号(二〇一〇年)一八六頁を参照された。
- (9) Quataert, Donald, "Labor History and the Ottoman Empire, c. 1700-1922", *International Labor and Working-Class History*, 60 (2001), p. 97; Yi, Eunjeong, *Guild Dynamics in Seventeenth-Century Istanbul: Fluidity and Leverage*, Leiden/Boston, 2004, pp. 113-165; Faroqi, Suraya, "Understanding Ottoman Guilds", in S. Faroqi & R. Degulhem (eds.), *Crafts and Craftsmen of the Middle East: Fashioning the Individual in the Muslim Mediterranean*, London/New York, 2005, pp. 14-16; id., *Artisans of Empire*, p. xix; Hanna, *Artisan Entrepreneurs*, pp. 159-160.
- (10) 靴革不足の事実には以下の研究におう度々指摘されたが、その実態に関する踏み込んだ検討はなされていなかった。Aynural, Salih, "Selim III Döneminde İstanbul'da İksadi Hayat (1789-1807)", Ph.D. dissertation, İstanbul University, 1989, p. 156; Hülagaü, Mehmet Metin, "Kayseri'de Sahiyan Üretilimi", *Erciyes Üniversitesi Sosyal Bilimler Enstitüsü Dergisi*, 13 (2002), pp. 5-7; Özkaya, Yücel, "XVIII. Yüzyılda Osmanlı İmparatorluğunda Esnaf Sorunları", in IX. *Türk Tarih Kongresi: Ankara, 21-25 Eylül 1981: Kongreye Sunulan Bildiriler*, vol. 2, Ankara, 1988, pp. 1045-1046; id. XVIII. *Yüzyılda Osmanlı Kurumları ve Osmanlı Toplum Yasantısı*, Ankara, 1985, p. 349; Tekin, Zeki, "Tanizat Dönemine Kadar Osmanlı İmparatorluğu'nda Dericilik", Ph.D. dissertation, Marmara University, 1992, pp. 95-96 を参照。
- (11) 専売廃止令はその重要性に比して殆ど検討されていなかった問題である。現状では一先ず Aynural, "İstanbul'da İksadi Hayat", pp. 110-114 を参照。
- (12) サフタイヤン・キョセン・メンシ各革の特徴や違つた

いては、それらが羊・山羊・牛のいずれかの革であるという点を除くと、研究者の間ではほぼ異なる見方が提示されてきた。これについては、Faruqi, Suraiya, *Towns and Townsmen of Ottoman Anatolia: Trade, Crafts and Food Production in an Urban Setting, 1520-1650*, Cambridge, 1984, pp. 161-162; id., "How to Prosper in Eighteenth-Century Bursa: The Fortune of Hacı İbrahim, Tanner", in id., *Stories of Ottoman Men and Women: Establishing Status, Establishing Control*, Istanbul, 2002, p. 129; Erdem, Edhem, *French Trade in Istanbul in the Eighteenth Century*, Leiden/Boston, 1999, p. 107 を参照。その実態解明には更に実証的な検討を強めるが、本稿では現時点で最も妥当な考えである Akalın, Sami et al., *Ayakkabıcılık Terimleri Sözlüğü*, İstanbul, 1993, pp. 106, 115, 138; Ayverdi, İlhan, *Misalli Büyük Türkçe Sözlük: Asırlar Boyu Tarihi Seyri İçinde*, İstanbul, 2006, pp. 1767, 2034, 2641 に依頼した。

(31) 稀に *gerede* (gerede) と呼ばれることもあった。例として BOA, D. BSM no. 6134, d. 1 B 1207 (12/2/1793) を参照。この革を生産する皮鞋工 (*sâgırcı*) と革の用途については、拙稿「食糧・物資供給に関する一考察」一七五頁を参照された。

(41) McGowan, Bruce, "The Age of the Ayns, 1699-1812", in H. İnalcık & D. Quataert (eds.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire*, Cambridge, 2000, p. 731. 一七・一八世紀カイセリの皮鞋業については Hülagü, "Kayseri'de Sahıyan Üretimi", p. 4 を参照。

一八世紀イスタンブルにおける靴革流通と靴革商組合

(51) BOA, D. BSM no. 6134, d. 1 B 1207 (12/2/1793); İSS no. 201, p. 44A-1, d. 1 B 1207 (12/2/1793).

(91) İSS no. 201, pp. 49B-2, 50B-1, 56A-2, d. 1207-08 (1793).

(71) BOA, D. BSM no. 6134, d. 1 B 1207 (12/2/1793); İSS no. 201, p. 44A-1, d. 1 B 1207 (12/2/1793); Hülagü, "Kayseri'de Sahıyan Üretimi", p. 4.

(81) このページの注は現時点で明らかではない。

(91) İSS no. 24, pp. 91A-2, 91B-2, d. 1144 (1790-31); no. 201, p. 44A-1, d. 1 B 1207 (12/2/1793); BOA, D. BSM no. 6134, d. 1 B 1207 (12/2/1793).

(20) İSS no. 201, pp. 49B-2, 50B-1, 56A-2, d. 1207-08 (1793).

(12) ナントからキヨマン革が供給された事実を BOA, *Cevdet İktisat*, no. 441, d. 19 Ca 1216 (27/9/1801) から了解することができる。この史料については Hülagü, "Kayseri'de Sahıyan Üretimi", pp. 5-6 を参照。

(23) İAD no. 2/146/501, d. Ş 1159 (9/1746); no. 8/245/800, d. M 1189 (3/1775); no. 9/284/1054, d. B 1192 (8/1778); no. 11/323/1007, d. Z 1206 (8/1792); İSS no. 42, p. 70B-1, d. 9 B 1192 (3/8/1778); no. 45, p. 32A-3, d. 23 C 1193 (8/7/1779); no. 47, p. 80A-2, d. Ca 1195 (4/5/1781); no. 61, p. 22A-2, d. 19 Za 1206 (9/7/1792); no. 61, p. 96A-3, d. 9 Z 1207 (18/7/1793).

(23) 一七四〇年の公定価格表には「カイセリ、ディヤリール、Divriği、トニヤの三ヶ所が挙げられている。Kütükoğlu, Mübahat S. (ed.), *Osmanlılarda North Müessesesi ve 1640 Tarihli North Defteri*, İstanbul, 1983, p. 191 を参照。なぜ

コンヤ法廷台帳にある一七九三年の勅令の記録には、アイドゥン Aydın やアクシェヒル Akşehir など計三四か所において生産された靴革をイスタンブルに輸送するように命じる旨が記されている。Özkaya, XVIII. *Yızyılda Osmanlı Kurumları*, p. 349 を参照。この三四か所には先述の諸史料に記されていない一八か所が含まれるが、現時点でこれらの場所から靴革が実際に供給された事実を他の史料から跡付けることができないため、本稿では先述の諸史料にのみ依拠して検討した。

- (24) これらの皮鞣工と工房群については、拙稿「一八世紀イスタンブルの同職組合—家畜利用業種の分析から」『日本中東学会年報』二〇〇五年(二〇〇五年)一三三〇—一三三六頁を参照された。
- (25) ISS no. 24, pp. 91A-2, 91B-2, d. 1144 (1730-31); no. 53, p. 26A-2, d. 13 L 1199 (19/8/1785); no. 201, p. 44A-1, d. 1 B 1207 (12/2/1793); BOA, D. BSM no. 6134, d. 1 B 1207 (12/2/1793).
- (26) ISS no. 42, p. 18A-2, d. 23 L 1191 (24/11/1777); no. 64, p. 73B-2, d. N 1210 (3-4/1796).
- (27) 法廷台帳やマフキヤーム台帳などの諸史料では靴革商をターシル (taçir) と表記し、遠隔地商人をテュックジャール (tüccar) やバーゼルキヤーン (bâzerğan) と表記して両者を区別する傾向がある。例えば ISS no. 29, p. 79A-1, d. 10 R 1181 (5/9/1767) を参照。ただし「稀に遠隔地商人を「カイセリからイスタンブルに靴革を運ぶターシル」や「サフティヤーン革商 (sahtıyancı)」とする例もある。各々について

は ISS no. 45, p. 32A-3, d. 23 C 1193 (8/7/1779); no. 54, p. 51B-2, d. 21 Za 1200 (15/9/1786) を参照。なお「一般的に遠隔地商人の呼称に *tuçca*、*halecik*, "Capital Formation", p. 99 をみよ。

- (28) 例えば ISS no. 45, p. 25A-2, d. 2 C 1193 (17/6/1779); no. 64, p. 96B-2, d. 1 M 1211 (7/7/1796) を参照。
- (29) ISS no. 45, p. 32A-3, d. 23 C 1193 (8/7/1779).
- (30) この名前を持つハンムの存在は管見の限り知られていなかったが、これはエヴリヤ・チェムジュー・Evliyâ Celebi (一六八五年頃歿) の『旅行記 Seyâhatnâme』におおむたフタル・ハン Tahral hân としつ言及されたマフムト・パシヤ Mahmûd Paşa 地区近郊に立地する七〇〇の部屋を持つハンムを指すと認められる。Evliyâ Celebi b. Derviş Muḥammad Zülfi R. Dankoff, S. A. Kahraman & Y. Dağlı (eds.), *Evliyâ Celebi Seyahatnâmesi*, vol. 1, İstanbul, 2006, p. 154 を参照。
- (31) 一八世紀のメルジヤーン市場周辺には同名のハンムが少なくとも三軒あり、そのどれかを指すと考えられる。Güran, *Ceyhan, Türk Hanlarının Gelişimi ve İstanbul Hanları Mimarisi*, Ankara, 1976, pp. 105-109 を参照。
- (32) 「綿・羊毛打も工 Hallaçlar 地区」に立地し、八〇〇の部屋を持った。Evliyâ Celebi, *Seyahatnâmesi*, vol. 1, p. 154 を参照。
- (33) ともにカバルチャルシェ周辺に立地するメルジヤーン・アー・ハン Mercân Ağa hân かメルジヤーン・チャクトル・ハン Mercân Çakur hân を指すと考えられる。Güran, *Türk Hanlarının Gelişimi*, p. 153; Ayverdi, Ekrem Hakkı, *Osmanlı Mîmârsinde Fatih Devri 855-886 (1451-1481)*,

Istanbul 1989, pp. 589-590 を参照。

(34) この名前を持つ二軒のハンがカバルチャルシユの南北にあり、そのいずれかを指すと考えられる。Güran, *Türk Hanlarım Gelişimi*, pp. 148-149, 155 を参照。

(35) カバルチャルシユの南側に現存するセメナーチン・Sepelci han を指すと扱われる。Güran, *Türk Hanlarım Gelişimi*, p. 154 を参照。

(36) İSS no. 58, p. 42A-3, d. 13 Z 1203 (4/9/1789), 544 İSS no. 71, p. 56A-2, d. 23 C 1213 (2/12/1798) に同様の記述がある。

(37) カバルチャルシユの北側に位置する。Güran, *Türk Hanlarım Gelişimi*, p. 154 を参照。

(38) カバルチャルシユの北側に立地するハンは、ウスキュダルにあるチニリ複合施設 Çiniî külliyesi のワックフ財源としてスルタン・ムラト四世 (在位一六二二-四〇年) の治世にその母キョセム・スレタン Kösem Sultan の命で建設された。Cantay, Gönül, "Valide Hanı", in *Dünden Bugüne İstanbul Ansiklopedisi*, vol. 7, 1994, pp. 362-363 を参照。

(39) İSS no. 61, p. 96A-3, d. 9 Z 1207 (18/7/1793); no. 66, p. 4B-2, d. 28 C 1207 (10/2/1793); no. 66, p. 4B-3, d. 23 C 1207 (5/2/1793)。

(40) その創設時期は明らかでないが、同職に言及した最も古く史料は İSS no. 66, p. 4B-3, d. 23 C 1207 (5/2/1793) による。

(41) İSS no. 66, p. 4B-2, d. 28 C 1207 (10/2/1793); no. 66, p. 4B-3, d. 23 C 1207 (5/2/1793)。

(42) İSS no. 61, p. 58A-4, d. 17 S 1207 (30/3/1793); no. 67, p.

50A-3, d. 19 S 1211 (17/2/1797)。

(43) 類似する役職に一七・一八世紀アレッポのシェフハンナ (selbender) がある。これについては Masters, Bruce, *The Origins of Western Economic Dominance in the Middle East: Mercantilism and the Islamic Economy in Aleppo, 1600-1750*, New York/London, 1988, pp. 57-60 を参照。

(44) İSS no. 62, p. 5B-3, d. 25 M 1208 (2/9/1793)。

(45) İSS no. 67, p. 50A-3, d. 19 S 1211 (17/2/1797), 544 İSS no. 122, p. 62A-1, d. 5 S 1233 (10/6/1818) には靴革を扱う遠隔地商人のなかからサメーヌ・オスマン・ヤー-es-Seyyid 'Osman Ağa bin Hüseyin とする人物が同職に任命されたことを記述がある。

(46) İSS no. 61, p. 26A-3, d. 17 Z 1206 (6/8/1792), 靴工長に關しては、拙稿「靴産業の同職組合」五一-五二頁を参照された。

(47) İSS no. 66, p. 4B-3, d. 23 C 1207 (5/2/1793)。

(48) İSS no. 66, p. 4B-2, d. 28 C 1207 (10/2/1793)。

(49) 稀に「サント・トーマン革商 (sahitvân tâciri, sahitvâncı)」と呼ばれる人物もいた。例として İSS no. 36, p. 94B-3, d. 3 C 1188 (11/8/1774); no. 66, p. 2B-2, d. 19 Ca 1207 (2/1/1793) を参照。

(50) İSS no. 45, p. 32A-3, d. 23 C 1193 (8/7/1779); no. 58, p. 52A-2, d. 11 Ra 1204 (29/11/1789), 1789年の法廷記録には、一軒の靴革商の店舗を所有するマインヒヒ Ayşe bint el-Hâc 'Osman が夫ハノーフズ・メフメト・エフアン Hafız Mehmed Emin に対して当該店舗における靴革売買を

許可したが、このメフメトは靴革商組合に属していなかったため、靴革商組合は三か月間の徒弟修業と当該組合への加入を条件にメフメトによる靴革の売買を認めたとある。

- (51) IAD no. 8/200/652, d. Ş 1188 (10/1774); ISS no. 37, p. 95A-1, d. L 1188 (12/1774).
- (52) ISS no. 30, p. 97A-1, d. Z 1181(4/1768); no. 40, p. 86A-4, d. 26 B 1191 (30/8/1777).
- (53) ISS no. 31, p. 31B-3, d. 22 Ca 1182 (4/10/1768).
- (54) IAD no. 8/100/315, d. Z 1181 (4/1768) には、靴革商のハンジ・アフメト elHâce Ahmed bin Mehmed が以前に靴工組合の補佐役 (mestai yâğbaşısı) を務めていたとする記述がある。また ISS no. 66, p. 4A-2, d. 3 B 1207 (14/2/1793) によると、不正行為を理由に追放の裁定を下された靴革商の元組合長ズイーフギールジオール・サインズ・ハンジ・ムスタファ Zihgirci-oglu es-Seyyid elHâce Mustafa bin 'Alî は、彼の甥とフーン工 (gizmet) のサインズ・メフメト・アレムデル es-Seyyid Mehmed 'Alendâr bin İbrahim に自身の店舗の経営を委託した。
- (55) ISS no. 45, p. 10A-2, d. 23 R 1193 (10/5/1779) には、靴革商と靴工の数名が共謀し、靴工長 (dikcibaş) と靴革商組合長の罷免を画策したため、八〇人以上の靴革商と靴工によって法廷で訴えられたとする記録がある。
- (56) 親方権や店舗・工房の賃借権に相当する権利として一八世紀イスタンブールの同職組合に広く普及したゲデイキの概要については Yi, *Guild Dynamics*, pp. 148-160 をみよ。
- (57) ISS no. 37, p. 95A-1, d. L 1188 (12/1774).

(58) 以下のような靴革商のゲデイキに対する誤った理解は、当該組合にゲデイキが普及していなかったことを示唆していると言えよう。一七八三年、ファトゥマ Fatma Hatun İbret Mustafa とする女性から店舗を賃借しつづいた靴革商メフメト・サインズ Mehmed Sa'îd bin elHâce Hüseyin が、その契約期間が満了した際、店舗にあるクッションや枕などを自らゲデイキに設定したので、前述のファトゥマが自身を店舗から追い出すことはできないと主張した。この靴革商は個人がゲデイキを自由に設定できると誤認しつづいたのであろう。ISS no. 51, p. 28A-1, d. 15 M 1198 (10/12/1783) を参照。

- (59) 稀に「商館 (âcirhâne)」や「靴革商の市場 (âcirler sâku)」とも呼ばれた。IAD no. 5/333/986, d. N 1174 (4/1761); ISS no. 61, p. 75A-3, d. 29 L 1207 (9/6/1793) を参照。
- (60) ISS no. 73 p. 91B-2, d. 23 B 1215 (10/12/1800)、会所の賃料は組合長が構成員から徴収するとして支払われたと推察されるが、その実態解明には更なる実証的な検討を要する。
- (61) ISS no. 73, p. 91B-2, d. 23 B 1215 (10/12/1800)、この交渉以前の賃料は史料に記されていない。
- (62) 一般的な組合長の就任と解任については Yi, *Guild Dynamics*, pp. 74-77 をみよ。
- (63) ② ハーフス・ハンジ・オスマン・エフエンディ Hatiz el-Hâce Osman Elendi の任命に関する ISS no. 30, p. 14B-2, d. 7N 1181 (27/1/1768) には「前述の靴革商や [法廷台帳に] 名前が記された靴工と靴屋が選出 (ihtiyar) した」と明記

られたこと。

- (64) 例えば ISS no. 33, p. 54B-1, d. 7 S 1185 (22/5/1771) の中で、④ムスタファ・チハンヨー Mustafa Celebi bin 'Alî の任命の際、補佐役を含む十一名の靴革商が靴工長と共に申し立てを行った。
- (65) Faroghî, Surâya, "Purchasing Guild- and Craft-Based Offices in the Ottoman Central Lands", *Turcica*, 39 (2007), pp. 123-146.
- (66) ISS no. 53, p. 27B-2, d. 13 L 1199 (19/8/1785); no. 54, p. 79B-3, d. 25 S 1201 (17/12/1786).
- (67) ISS no. 66, p. 2B-2, d. 19 Ca 1207 (2/1/1793).
- (68) ISS no. 66, p. 64A-1, d. 19 Za 1208 (18/6/1794); no. 72, p. 38A-2, d. 14 Z 1214 (9/5/1800).
- (69) Yi, *Guild Dynamics*, pp. 77-78.
- (70) ISS no. 37, p. 40B-3, d. 25 Ca 1189 (24/7/1775); no. 40, p. 57B-2, d. 27 Ca 1191 (3/7/1777); no. 50, p. 40B-3, d. 17 Ra 1197(20/2/1783); no. 51, p. 40A-2, d. 13 Ra. 1198(5/2/1784); no. 59, p. 70B-1, d. 21 Ra 1206 (18/11/1791); no. 61, p. 58A-4, d. 17 S 1207 (30/3/1793).
- (71) ISS no. 47, p. 32A-4, d. 8 M 1195 (4/1/1781).
- (72) 同職組合に課された戦時の奉仕義務はある従軍商工匠については、一先ず拙稿「オスマン朝下の同職組合に関する研究動向と課題 ―イー・ウンシヨンのイスタンブール研究に寄せて―」『史学』七三巻一一・三号（二〇〇四年）一六三―一六六頁を参照された。
- (73) ISS no. 36, p. 105B-3, d. 6 B 1188 (12/9/1774).
- (74) ISS no. 45, p. 26A-2, d. 2 C 1193 (17/6/1779)。トーン工長 のコメント「拙稿「靴産業の同職組合」五二頁を参照された。
- (75) ISS no. 61, p. 22A-2, d. 19 Za 1206 (9/7/1792).
- (76) 管見の限り靴革商組合長による関連業種への干渉が問題とされた事例は、⑧ムスタファが靴工組合への過度な干渉を理由にカーネーニで強制された ISS no. 53, p. 27B-2, d. 13 L 1199 (19/8/1785) のことである。
- (77) ISS no. 29, p. 79A-1, d. 10 R 1181 (5/9/1767).
- (78) ISS no. 24, p. 15A-2, d. 18 L 1138 (19/6/1726); no. 25, p. 183-3, d. 21 Ca 1180 (25/10/1766); no. 29, p. 79A-1, d. 10 R 1181 (5/9/1767); no. 37, p. 65A-3, d. S 1189 (9-10/1775); no. 37, p. 95A-1, d. L 1188 (12/1774); no. 38, p. 72A-3, d. 12 Za 1190 (23/12/1776); no. 42, p. 70B-1, d. 9 B 1192 (3/8/1778); no. 45, p. 25A-2, d. 2 C 1193 (17/6/1779); no. 45, p. 32A-3, d. 23 C 1193 (8/7/1779); no. 47, p. 80A-2, d. Ca 1195 (4-5/1781); no. 47, p. 92B-3, d. 27 B 1195 (19/7/1781); no. 61, p. 22A-2, d. 19 Za 1206 (9/7/1792); no. 61, p. 91B-4, d. 17 Za 1207 (26/6/1793); no. 61, p. 96A-3, d. 9 Z 1207 (18/7/1793); no. 62, p. 5B-3, d. 25 M 1208 (2/9/1793); no. 69, p. 26A-2, d. 24 R 1212 (16/10/1797)。各トーンキヤート台帳にも同様の記述がある。IAD no. 1/1777/797, d. M 1157 (2/1744); no. 2/146/501, d. S 1159 (9/1746); no. 8/245/800, d. M 1189 (3-4/1775); no. 9/284/1054, d. B 1192 (8/1778); no. 11/323/1007, d. Z 1206 (8/1792) を参照。

- (79) ISS no. 4, p. 57A-1, d. B 1028 (6/1619); Kuran, Timur (ed.), *Mahkeme Kayıtları İçğında 17. Yüzyıl İstanbul unda Sosyo-Ekonomik Yaşam*, vol. 1, İstanbul, 2010, pp. 200-202.
- (80) 一七世紀中葉に関しては、一六四〇年の公定価格表から靴革商組合の存在を見出すことは必要だが、一六六〇年代の法廷記録に関連する記述がある。Kütükoğlu, *1640 Tarihi Nareh Defteri*; ISS no. 9, p. 121A-1, d. 15 M 1072 (10/9/1661); no. 16, p. 82B-1, d. 12 S 1076 (24/8/1665); Kuran, *Mahkeme Kayıtları*, vol. 1, pp. 222-225, 259-261 を参照。なお、一七世紀後半については、メルジャン市場の会所で靴革取引が行われたとする R・マンツランの研究があるが、その典拠は O・N・エルキンによって紹介された ISS no. 25, p. 183-3, d. 21 Ca 1180 (25/10/1766) とあるため同時代史料による検証が必要である。Mantran, Robert, *Istanbul dans la seconde moitié du XVII^e siècle: Essai d'histoire institutionnelle, économique et sociale*, Paris, 1962, pp. 488-469; Ergin, Osman Nuri, *Mecelle-i Umûr-i Belediye*, vol. 1, İstanbul, 1338 (1922), pp. 669-670 を参照。
- (81) BOA, Cevdet Belediye no. 5186, d. 15 Ra 1177 (23/9/1763).
- (82) 例外として、カイセリのカーディーおよび代官 (mütesellim) に宛てて発布された勅令の文言を恣意的に抜書をした請願書 (arzname) を政府に提出し、遠隔地商人からの仕入れを合法化しようとしたブーズ工 (gizmecî) の事例も IAD no. 2/146/501, d. S 1159 (9/1746) を参照。
- (83) Kütükoğlu, *1640 Tarihi Nareh Defteri*, pp. 15-16.
- (84) 一七九三年の価格表には、そこに記された価格が「適正価格」であり、実売価格は交渉によって決定されるのが明記されている。BOA, D. BŞM no. 6134, d. 1 B 1207 (12/2/1793); ISS no. 201, p. 44A-1, d. 1 B 1207 (12/2/1793) を参照。
- (85) ISS no. 24, pp. 91A-2, 91B-2, d. 1144 (1730-31).
- (86) ISS no. 54, p. 127B-2, d. 7 N 1201 (23/6/1787).
- (87) ISS no. 32, p. 16A-2, d. 18 M 1183 (24/5/1769).
- (88) ISS no. 73, p. 67A-3, d. 9 S 1215 (2/7/1800); no. 73, p. 67B-1, d. 9 S 1215 (2/7/1800).
- (89) 当時の食料・物資の価格高騰については、一先ず Pamuk, Şevket (ed.), *İstanbul ve Diğer Kentlerde 500 Yıllık Fiyatlar ve Ürettiler: 1469-1998*, Ankara, 2000, pp. 3-18 を参照。
- (90) カイセリで鞣剤の原料として用いられた没食子は主にチャマルバクルから供給されたが、次第にそれらの多くがヘスレルやマレンツを經由してヨーロッパ人 (Eftenc tâifesi) に販売されるようになった。その結果、カイセリでは革の生産量が減少したうえ、没食子に代る漆の葉 (sumak yaprağı) が用いられたため黒く変色する不良品が増加した。これについて ISS no. 25, p. 183-3, d. 21 Ca 1180 (25/10/1766); no. 58, p. 42A-3, d. 13 Z 1203 (4/9/1789); no. 73, p. 99A-2, d. 25 S 1215 (11/1/1801); no. 75, p. 49B-1, d. 15 S 1216 (27/6/1801); BOA, Cevdet İktisat no. 345, d. 3 S 1207 (16/3/1793); no. 1910, d. 17 Z 1211 (13/6/1797) の各史料のほか、Özkaya, “Esnaf Sorunları”, pp. 1045-1046; Tekin, “Osmanlı İmparatorluğunda Dericilik”, pp. 95-96; Hülagü, “Kayseri’de Sahıyan Üretimi”, p. 7 を参照。また、一八

世紀におけるイヌミルおよびブレンボからブレンボへの没食子の輸出に「Paris, Robert, *Histoire du commerce de Marseille*, vol. 5, Paris, 1957, pp. 523-524」を参照。

- (15) ISS no. 63, p. 48A-2, d. 15 L 1209 (5/5/1795); no. 67, p. 50A-3, 19 S 1211 (17/2/1797); no. 71, p. 50A-2, d. 2 C 1213 (11/11/1798); no. 71, p. 56A-2, d. 23 C 1213 (2/12/1798); no. 71, p. 60B-2, d. 15 B 1213 (23/12/1798); no. 73, p. 38A-3, d. 9 B 1214 (7/12/1799); no. 75, p. 49B-1, d. 15 S 1216 (27/6/1801); BOA, *Cevdet İktisat* no. 144, d. 13 Za 1211 (10/5/1797); Tekin, "Osmanlı İmparatorluğu'nda Dericilik", p. 98. 参考: Refik, Ahmed (ed.), *Hicri On İkinçi Asrda İstanbul Hayatı (1100-1200)*, İstanbul, 1930, pp. 125-127, no. 154. 以下は「イヌミル」の競争に「ブレンボ」が勝つたことを示している。

- (25) ISS no. 29, p. 79A-1, d. 10 R 1181 (5/9/1767); no. 30, p. 14B-2, d. 7 N 1181 (27/1/1768); no. 42, p. 70B-1, d. 9 B 1192 (3/8/1778). 以後「ブレンボ」は遠隔地商人による販売が実際に認められたことは、以下の一七八一年から九三年までの法廷記録に記された関連業者の証言によつて跡付けられる。ISS no. 47, p. 80A-2, d. Ca 1195 (4/5/1781); no. 47, p. 92B-3, d. 27 B 1195 (19/7/1781); no. 61, p. 22A-2, d. 19 Za 1206 (9/7/1792); no. 61, p. 96A-3, d. 9 Z 1207 (18/7/1793) を参照。
(35) ISS no. 61, p. 22A-2, d. 19 Za 1206 (9/7/1792); no. 61, p. 75A-3, d. 29 L 1207 (9/6/1793); no. 201, p. 51B-2, d. 21 Z 1207 (30/7/1793).
(45) ISS no. 49, p. 47A-3, d. 14 S 1195 (5/8/1781).

一八世紀イヌタンブルにおける靴革流通と靴革商組合

- (55) Ergin, *Mecelle*, vol. 1, p. 647; ISS no. 65, p. 70B-2, d. 2 Za 1203 (25/7/1789). 靴革が専売廃止令の対象とされたことに「ブレンボ」ISS no. 58, p. 42A-3, d. 13 Z 1203 (4/9/1789) にイヌタンブルのカーディーが靴革商組合「靴工組合」、遠隔地商人を法廷に集めて、以後「靴革商組合」の「売買をめぐる独占 (imhısârı bey' ve şirâ)」を無効とするように約束させたこと。また「BOA, *Cevdet İktisat* no. 418, d. N-L 1207 (4/6/1793) にある「一七八三年に「カガディーチ Big-adic' ロドス Rodos' シンヤタス Kısadasi」の各カーディーは靴革商組合の独占権を保障する過去の勅令を無効とする」ことについて現地の関連業者に通達するようになつたことを示している。

- (65) ISS no. 61, p. 96A-3, d. 9 Z 1207 (18/7/1793).
(66) ISS no. 67, p. 76A-3, d. 27 Z 1211 (23/6/1797).
(67) ISS no. 67, p. 76A-3, d. 27 Z 1211 (23/6/1797).
(68) ISS no. 67, p. 76A-3, d. 27 Z 1211 (23/6/1797).
(69) ISS no. 61, p. 96A-3, d. 9 Z 1207 (18/7/1793). 同様の事例に「ISS no. 69, p. 26A-2, d. 24 R 1212 (16/10/1797)」がある。それによる「ムーサ Mısa とヘサタ İsağ とウラノダヤ教徒の毛織物商 (cuhaç) が遠隔地商人からサブティヤン革を購入し、「ユタヤ教徒の靴工 (mest dikiç) であるミンヨン Mison」に販売した。その可否をめぐる紛争において「カーディーはそれまで靴革がメルジャン市場で取引されたことを根拠に、問題の靴革は靴革商組合に引き渡されるべき」とする裁定を下した。

- (70) ISS no. 71, p. 56A-2, d. 23 C 1213 (2/12/1798).

- (80) 具体的には靴革流通の監督官 (mübâsir) をカイセリに派

遣することの是非、カイセリ皮鞣工からの事情聴取、前述したカイセリにおける没食子の不足やイスキリプの靴工による干渉といったカイセリ産サフテイヤン革の価格高騰の要因とその対策である。これについては註九〇・九一に挙げた資料を参照のこと。

- (102) 例えは、BOA, Cevdet Belediye no. 1723, d. 3 Z 1217 (27/3/1803) による靴工の証言を参照。
- (103) BOA, D. BSM no. 6134, d. 1 B 1207 (12/2/1793); İSS no. 204, p. 44A-1, d. 1 B 1207 (12/2/1793) を指すこと考えられる。
- (104) İSS no. 64, p. 96B-2, d. 1 M 1211 (7/7/1796).